

消費生活ちょっとした知識

食品表示

お魚編

お魚の原産地って？



お魚(鮮魚)を中心に《表示》について調べてみました。

★水産物とは・・・

魚類、貝類、水産動物類(イカ・エビ等)、海産ほ乳動物類(鯨等)、海藻類をいいます。

《事前に包装されていない鮮魚》は、次の表示が必要です。

名称	原産地	解凍	養殖
----	-----	----	----

①名称:内容を表す一般的名称(魚名)

②原産地:国内ものは「**水域名(漁獲海域)・地域名(水揚漁港)・都道府県名**」

③解凍:解凍ものは「**解凍**」と表示 ④養殖:養殖ものは「**養殖**」と表示

《事前に包装された鮮魚》は、次の項目の追加表示が必要です。

⑤販売業者氏名および所在地 ⑥消費期限 ⑦保存方法

《輸入鮮魚》の表示

・国産の原産地に代え「**原産国名**」を表示します。水域名の併記も可能です。

★消費者が一番気になるのは「原産地」ですね。

国内ものの原産地は、1)漁獲水域 2)水揚港(地域) 3)水揚げされた都道府県名 の優先順位で表示されます。ただし、水域名の記載が困難な場合は、水揚げした港が属する都道府県名の記載に、代えることができる」ことになっています。

漁獲水域ではなく「都道府県名表示の商品」が多いですね

【参考】

加熱・湯通し、異種混合(盛合せ)、乾燥、酢等で加工、塩蔵したものなどは、「加工食品」となり、原産地ではなく、「**原材料名**」や「**原料原産地名**」表示になります。

契約などのトラブルの相談は・・・

●厚木市と清川村にお住まいの方は

厚木市消費生活センターへ

相談日 月～金曜日(年末年始、祝日を除く)

相談時間 9:30～16:00

所在地 厚木市栄町1-16-15

厚木商工会議所4階

相談専用電話 ☎046-294-5800



厚木市マスコットキャラクター
あゆみっぴー
あゆみっぴー



お魚編 食品表示のお勉強・・・

☆原産地

○日本周辺の水域名(漁獲海域) ☆3つの表示方法があります。



①一般に知られている地名+沖(近海、地先、沿岸など)の水域名

例:千葉県沖、銚子沖、三陸沖、北陸沖・・・

②一般に知られている個別水域の名称

例:富山湾、紀伊水道、玄界灘・・・

③漁獲統計海区に準じた水域名 ☆8つの海区(水域名)があります。

1)北海道沖 (北海道沖太平洋)(北海道沖日本海)(オホーツク海)

2)日本太平洋北部 3)日本太平洋中部 4)日本太平洋南部

5)日本海北部 6)日本海西部 7)東シナ海 8)瀬戸内海

《北海道沖の太平洋で漁獲された》
「さんま」

北海道沖太平洋
生さんま

《宮城県の漁港に水揚げされた》
「さんま」

宮城県産
生さんま

輸入もの

1. 国名表示(海域表示ではない)

2. もとの形態からの変更があった場合、加工国が原産地となります。

⇒例えば、スペインで漁獲された魚介を中国で加工すると「中国産」になります。

ロシア産
しまほっけ

アメリカ産
浅羽かれい(冷凍)

チリ産
塩銀鮭切身(養殖解凍)

【参考】(水産物)次のような場合は「加工食品」になります

☆加熱、湯通ししたもの・・・むき身あさり(加熱)、ゆでエビ、蒸しだこ

☆異種混合の刺身パック品・・・刺身盛合せ、貝盛合せ

☆乾燥したもの・・・干物、乾燥わかめ

☆酢などで加工したもの・・・しめさば、酢だこ

☆塩蔵などしたもの・・・たらこ、塩蔵わかめ

＜一口メモ:食品添加物＞

・魚介類の加工食品で、【着色料】や【発色剤】など

多くの添加物含まれているのではないかと

言われている食品があります。

それは<いくら><すじこ>で、<たらこ>や

<明太子>も同様とされています。

⇒出来るだけ添加物の少ない商品を選びましょう。

《たらこの表示例》

商品名:無着色たらこ(切り)

名称	たらこ
原材料名	すけとうだらの卵巣(ロシア)、食塩、調味料・・・発色剤
	...